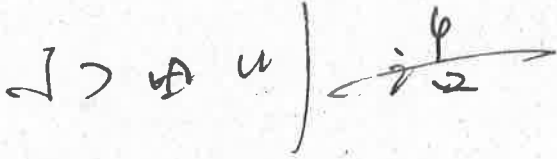


つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第12号

つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市介護保険条例（平成18年つくばみらい市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第4項までの規定中「令和4年度」を「令和5年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第2項から第4項までの規定は、令和5年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。